

パワーハラへ対策 中小企業は64%

道労働局調べ

北海道労働局は、職場での嫌がらせなどパワーハラスメント（パワーハラ）防止の取り組みに関する初の調査結果をまとめた。道内で対策に取り組む大企業が92%に上ったのに対し、中小企業は64%にどどまり、規模によって格差があることが分かった。

道内の約4700社に対し、大企業にパワーハラ防止措置が義務付けられた6月以来の取り組みについて郵送で調査した。回答したのは703社で、このうち483社（69%）がパワーハラの予防や解決への取り組みを行っているとした。

企業の規模別では、小売業の場合は従業員50人を超えるなどの大企業が126社のうち116社、それより規模が小さい中小企業は577社のうち367社が取り組みをしていると回答した。

具体的な取り組みとしては、大企業・中小企業ともに「就業規則などに盛り込んだ」「相談窓口設置」「トップの宣言、会社の方針に定めた」の順。パワーハラ防止に関する懸念も尋ねたところ、「権利ばかり主張する人が増える」が最多だった。労働局によると、2019年度に同局に寄せられたパワーハラを含む「いじめ・いやがらせ」の相談は3135件で、民事上の個別労働紛争相談の約3分の1を占める。（犬飼裕一）